

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村学童クラブ利用区分及び期間の取扱い基準

昭和村学童クラブ利用区分及び期間の取扱いについて下記のとおり定める。

記

1. 通年保育

1ヵ月～1年を通して概ね1月に10日以上利用する児童

利用期間：利用を開始する日から属する年度の末日またはその範囲内で指定する日

2. 一時保育

数日間だけの利用や冬休み、春休みなど一時的に利用する児童

利用期間：利用を開始する日から2カ月間またはその範囲内で指定する日

3. 夏休み保育

夏休み期間中に利用する児童

利用期間：利用を開始する日から夏休みの末日またはその範囲内で指定する日

附 則 この基準は、平成31年3月1日から施行する。